

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

藤井寺市の人口は、市制施行の昭和41年以降、増加傾向で推移し、平成8年には67,700人でピークを迎えた。その後、徐々に減少傾向に転じ、66,000人台をキープし横ばい傾向であったが、平成27年からは、ついに65,000人台に減少し、本市においても人口減少傾向にある。

事業所数は平成21年の3,049事業所をピークに近年は減少傾向で、令和3年には2,576事業所となっている。また、事業所の減少傾向と併せ従業員数も減少しており、直近の令和3年で22,121人と平成21年のピークと比べ約7%の減少となっている。

産業構造では、藤井寺市全産業の20.3%を「卸売業、小売業」が占めており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」となっている。

「ものづくり」としての製造業は、金属製品やプラスチック製品の製造業を中心に、高度な技術を有する中小企業が立地しており、都市圏への近接、交通利便性などの立地条件の優位性を生かした経営が営まれている。しかしながら、本市も少子化高齢化の時代の流れの影響により、経営者の高齢化や後継者が不足し、生産年齢人口も減少し、人手不足により事業所数も減少するといった傾向にあり、人材確保・後継者育成に努めながら労働生産性の向上を高めることが、喫緊の課題である。

よって、課題解消に向け、本計画により、先端設備等導入を目指す市域の中小企業者を後押しすることで、深刻化する人手不足への対応と労働生産性の向上、そして経営基盤の強化を図るとともに、市域の中小企業者の更なる活性化につなげるものとする。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、市域産業の活性化につなげていく。

このことを実現していくため、本計画期間中に5件以上の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業とも業種を問わず、中小企業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

藤井寺市内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取組を促すため、本計画において対象となる区域は、藤井寺市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

藤井寺市内の中小企業における労働生産性の向上を実現に向けて支援していくことから、本計画においては全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

1 雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

2 健全な地域経済の発展に配慮するため、次の項目に該当するものは先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ①公序良俗に反するもの
- ②反社会的勢力等の関係が認められるもの
- ③市税の滞納があるもの